グループ・同好会規程

分類番号：支-程　００２
制定日：2016 年７月９日
改定日：2018 年７月７日

（グループ・同好会の目的）

第１条　グループ・同好会は、校友会員で、在学中のゼミ・サークル、学生会およびこれらに類するグループ・同好会ならびに特定の目的を持つ１５名以上の会員により構成され、合同部会・会長の承認を得て、活動をする組織をいう。

（グループ・同好会設立の要件）

第２条　グループ・同好会の発起人は５名以上とする。（但し、他の支部・グループ・同好会の役員以外とする。）

２．グループ・同好会の会員は、校友会員１５名以上とする。（６月１日に会員が１５名未満になった場合は休止し、再度、１５名以上になった時に申請をする。）（発起人を含む。）

（設立承認取り消し）

第３条　認定グループ・同好会が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の審議により設立承認を取り消すものとする。

（１）　認定グループ・同好会が解散したとき。又は、その活動を休止したとき。

（２）　実活動するグループ・同好会員が 15 人未満となったと判断できるとき。

（３）　校友会の名誉・信頼を損なったとき。

２．設立承認を取り消されたグループ・同好会（以下「当該グループ・同好会」という）は、残っている運営助成金及び本部からの賞与物である通教校友会旗を校友会本部に返納するものとする。

３．当該グループ・同好会は、会員情報を破棄するものとする。

（グループ・同好会の組織と役員）

第４条　グループ・同好会は、円滑な運営を図るために次の役員を置く。

（１）グループ・同好会代表　　１名
（２）グループ・同好会副代表　　若干名
（３）事務局長　　１名
（４）会計　　若干名
（５）会計監査　　若干名
（６）その他（事務局次長、監事、幹事）　　任　意

但し、（１）～（５）の役員は、校友会会員の中から選任する。

（グループ・同好会の活動）

第５条　活動は、グループ・同好会が主体的に計画し実行するものとする。

（１）年次総会、懇親会等

（２）その他（会則作成、ホームページの開設・運用・会報発行、諸交流）

（グループ・同好会の会計）

第６条　グループ・同好会は、会の運営の為に年会費及び臨時会費を徴収することができる。会計年度の期間は、６月１日から５月３１日とする。

（本部との連携）

第７条　グループ・同好会は、役員の届出及び活動についての情報等を適宜本部に報告をし、相互の連携に努めるものとする。

（助成金の支給）

第８条　グループ・同好会に対する助成金は、支部の助成金と同等とする。

（代議員の選出）

第９条　グループ・同好会に対する代議員の選任は、支部と同等とする。